

# 令和5年1月1日から建設業法施行令が変わります

## 1. 下請契約を結ぼうとするときの条件が変わります。

### 令和4年12月31日までに締結された工事契約

下請契約の請負額が **4,000万円以上** のとき、  
(建築一式工事の場合は **6,000万円以上** のとき)

- ① 特定建設業許可
- ② 監理技術者の配置
- ③ 施工体制台帳の作成

……①②③が必要になります。

下請契約の請負額が **4,000万円未満** のとき、  
(建築一式工事の場合は **6,000万円未満** のとき)

……①②③は必要ありません。

### 令和5年1月1日以降に締結された工事契約

下請契約の請負額が **4,500万円以上** のとき、  
(建築一式工事の場合は **7,000万円以上** のとき)

- ① 特定建設業許可
- ② 監理技術者の配置
- ③ 施工体制台帳の作成

……①②③が必要になります。

下請契約の請負額が **4,500万円未満** のとき、  
(建築一式工事の場合は **7,000万円未満** のとき)

……①②③は必要ありません。

## 2. 工事の主任技術者または監理技術者の専任が必要となる条件が変わります。

### 令和4年12月31日までに締結された工事契約

工事の請負額が **3,500万円以上** のとき、  
(建築一式工事の場合は **7,000万円以上** のとき)

……主任技術者または監理技術者を  
専任で配置することが必要になります。

工事の請負額が **3,500万円未満** のとき、  
(建築一式工事の場合は **7,000万円未満** のとき)

…主任技術者または監理技術者を  
専任で配置する必要はありません。

### 令和5年1月1日以降に締結された工事契約

工事の請負額が **4,000万円以上** のとき、  
(建築一式工事の場合は **8,000万円以上** のとき)

……主任技術者または監理技術者を  
専任で配置することが必要になります。

工事の請負額が **4,000万円未満** のとき、  
(建築一式工事の場合は **8,000万円未満** のとき)

…主任技術者または監理技術者を  
専任で配置する必要はありません。

## 3. 工事の下請負人が、主任技術者の配置が不要となる条件が変わります。

### 令和4年12月31日までに締結された工事契約

下請代金額 **3,500万円未満** の特定専門工事で、元請負人・上位下請負人の主任技術者(※)が、下位下請負人の主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うとき、

…下位下請負人の主任技術者配置を要しない

### 令和5年1月1日以降に締結された工事契約

下請代金額 **4,000万円未満** の特定専門工事で、元請負人・上位下請負人の主任技術者(※)が、下位下請負人の主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うとき、

…下位下請負人の主任技術者配置を要しない

※ただし、当該工事と同種類の建設工事に関し1年以上の指導監督的な経験を有し、当該工事現場に専任配置される者に限る。